

『二・二六事件』考
『昭和維新』の史料的研究

岡 田 大 一

An Interpretation of "The February 26 Affair"
A Study of "The Showa Restoration" based on Research Data

Daiichi OKADA

まえがき

二・二六事件で主役を演ずる行動派将校の、あのいじらしいまでの直情徑行・驚嘆するほどの独善主義・神がかり的行動と抽象的言辞——このような性向は、戦前の昭和史を動かした軍人に、また広くは当時の日本人全体に共通する精神的パターンであったのであろうか。そして、このパターンが戦後の現代にも息吹きつづけているのであろうかと、素朴かも知れないこの疑問の答えをまさぐっているときに、あの凄絶な三島事件に遭遇したのである。昭和45年11月25日、市ヶ谷台上で割腹自殺した三島由紀夫の事件である。かれの「檄」文によると、「われわれは戦後の日本が経済的繁栄にうつつを抜かし、国の大本を忘れ、国民精神を失い、本を正さずして末に走り、その場しのぎと偽善に陥り、自ら魂の空白状態へ落ちこんで行くのを見た。政治は矛盾の糊塗、自己の保身、権力慾、偽善にのみ捧げられ、國家百年の大計は外国に委ね、敗戦の汚辱は払拭されずにただごまかされ、日本人自ら日本の歴史と伝統を冒讀してゆくのを、歯噛みをしながら見ていなければならなかった……今こそわれわれは生命尊重以上の価値の所在を諸君の目に見せてやる。それは自由でも民主主義でもない。日本だ。われわれの愛する歴史と伝統の国、日本だ。これを骨抜きにしてしまった憲法に体をぶつけて死ぬ奴はいないのか。もしいれば、今からでも共に起ち、共に死なう」とあって、かれの「愛国心」と、二・二六事件の青年将校のそれとの間に、極めて近接した類似意識を認めざるを得ない衝動にかられるのである。もちろん、前者の場合は「昭和元禄」を謳歌した社会を背景とし、後者の場合は軍靴のひびきが高鳴る厳しい時代の所産ではあったが……。

ともあれ、二・二六事件、とくに青年将校たちが呼号しつづけた「昭和維新」のことばの意味を、関係史料をしてありのままに語らしめ、その真実のすがたを探究していきたいと思う。

I

はじめに、二・二六事件の反乱軍将校が必死に怒号しつづけた『昭和維新』ということばはどのような意味をもつものなのか。この問題について、反乱決行直後の昭和11年2月26日早朝、陸相官邸で代表格の香田清貞大尉・村中孝次・磯部浅一（村中は元大尉、磯部は元一等主計、ともに昭和10年8月2日付免官）が川島陸相に読み上げた「蹶起趣意書」を手掛りとして検討していく

い。この「趣意書」は村中孝次の「丹心録」¹⁾によると、「……(昭和11年)二月二十四日、北一輝氏宅の仏間、明治大帝御尊像の御前に於て神仏照覧の下に、余の起草せるもの、或は不文にして意を盡さずと雖も、一貫せる大精神に於ては天地神冥を欺かざる同志一同の至誠衷情の流露なるを信ず。……」とあって、神仏照覧のもとで、一片の邪心をもさしはさまず丹心もって書き上げたとあるが、当時にあっても相當に難解な漢語調の文章である。

まず、「我が神州たる所似」を「万世一神たる天皇陛下御統率の下に、举国一体生成化育を遂げ、終に八紘一宇を完了するの國体」にあるとして、この尊厳な國体が「天祖肇國、神武建国より明治維新を経て益々体制を整え、今や方に万邦に向って開闢進展を遂ぐべきの秋」であるのに、このころ「不逞兇惡の徒」がむらがりあらわれて「至尊絶対の尊嚴」を軽視し「僭上」を働いている現状であると慨歎して、これら「國体破壊の元兇」こそ「所謂元老・重臣・軍閥・財閥・官僚・政党等」であると断じている。さらに、彼等がいままでに犯した悪業のかずかずを列挙して、いわく「倫敦海軍条約²⁾ならびに教育総監更迭における統帥権干犯、至尊兵馬大權の僭窃を図りたる三月事件⁴⁾、あるいは、学匪⁵⁾、共匪⁶⁾、大逆教團⁷⁾等と利害相結んで陰謀至らざるなき等」が最も顯著な事例であるとして、これら「國体破壊の元兇」に猛省の鉄鎧を下すべく「佐郷屋⁸⁾、血盟団の先駆捨身⁹⁾があり、「五・一五事件の憤騰¹⁰⁾」があり、また、「相沢中佐の閃發¹¹⁾」となつたが、しかし、彼等が「今なおいささかも纖悔反省」せず、「依然として私権自恣」であり「苟且偷安」を事としているのは「泣血憤怒真に譬え難きところ」があるとしている。さらにつづけて、いまや「……露・支・英・米との間、一触即発」の状態にもあり、まことに「内外真に重大危急、今にして國体破壊の不義不臣を誅戮して、稜威を遮り御維新を阻止し来れる奸賊を芟除するに非ずんば皇謨を一空せん」と決斷するにいたつたとして、「恰も第一師団出動の大命煥發せられ、年来御維新翼賛を誓」って「帝都衛戍」に専心奉公してきた「我等同志」が「將に万里征途」に上らなければならない此のときこそ「君側の奸臣軍賊を斬除」するものが「臣子たる股肱たるの絶対道」を尽くすことであると信じて蹶起したと結んでいる。

1) 村中孝次が獄中から妻静子におくった手記で、昭和11年7月6日付になっている。

2) ロンドン海軍条約における統帥権干犯……ロンドン会議は昭和5(1930)年1~4月にロンドンで開催され、補助艦艇の制限とワシントン会議(1921~22)で締結ずみの主力艦の建造休止期間の延長を主要議題とした、英・米・日・仏・伊のワシントン条約調印国が参加。会議は難航したが、日本の補助艦艇全体を対米6.97割と認め、ワシントン条約の主力艦建造停止期間を昭和11(1936)年まで延長するという妥協案が成立して、英・米・日の三国間に条約の調印がおこなわれた。

しかし、わが国内では、海軍軍令部がこれに強硬に反対し、軍令部の同意なしに条約に調印したのは統帥権の干犯であると政府を攻撃した。このことは、大日本帝国憲法の第11条に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とあって、統帥権は天皇の大権に属し、陸軍の参謀総長・海軍の軍令部長(のちに総長と改められた)の輔弼によって行使されることとなつていて、そこには内閣や議会は勿論のこと、軍政機関の陸軍大臣の関与をも許さないたてまえとなっているにもかかわらず、いま、浜口内閣が軍令部の反対するロンドン条約に調印したのは明らかに天皇の大権である統帥権を干犯する不敬行為であると非難したのである。

この統帥権の独立こそ軍部政治の拡大には絶好の武器となり得るのであり、その反面、立憲政治の運営には常に危険な存在であったのである。浜口内閣は、しかし、与党の絶対多数と世論に支持されて、ついにこの条約を批准した。このこと自体は、たしかに民意のうえにたつた政党内閣の輝かしい勝利であったが、しかし、この事件を契機として軍部、右翼の政府不信の全体主義的活動が激化していくのであり、早くもこの年11月14日に浜口雄幸首相は右翼の愛国社社員佐郷屋留雄に狙撃されて重傷を負うのである。この愛国社の首領は岩田愛之助という人物で、かれはこの年の9月に結成された陸軍の秘密結社「桜会」に関係しているから、この狙撃事件が翌年の「桜会」の「三月事件」と系累的関係をもっていたものと推察

される。

3) 教育総監更迭における統帥権干犯……この事件は昭和10（1935）年7月15日付で、林銑十郎陸軍大臣が真崎甚三郎教育総監の更迭を断行したことに端を発する。真崎大将は、かねてから「天皇機関説」攻撃に関連して在郷軍人会を煽動したり、過激な思想と行動の持主である青年将校連中（「皇道派」）をあおりたてるような不謹慎な言動が多かったとして、天皇には信任されず、政財界の上層部にも不評判であった。林陸相は、こうした状況を勘案して、軍の統制上止むなしとして、真崎嫌いの閑院参謀総長宮と協議し、その同意を得て、強硬に反対する真崎総監を罷免したが、この内情が早くも翌日の「大眼目」新聞（のちの二・二六事件の被告となり処刑された西田税や渋川善助の経営する）紙上に、村中孝次（二・二六事件の首謀者）執筆による『教育総監更迭事情要旨』として報道され、この更迭事件は「……統帥権に対する容喙と云ひ違勅と云ひ看過し得ざる重大事件、陸軍史に印せるロンドン条約的汚点と云はなければならぬ……」と厳しく非難した。また、同月25日付で、維新同志会同人名義の怪文書『軍閥重臣の大逆不逞』が同じ「大眼目」紙に発表されたが、その前置きには「天皇機関説を実行し皇軍を攪乱し維新を阻止し國家壟斷国体破壊を強行せんとする逆謀=夫人共に許さざる七・一五統帥権干犯事情=国民総蹶起の秋！」と激越な調子で綴られ、本文では真崎更迭の経過を偏った立場から暴露し、この強行突破の黒幕は永田鉄山軍務局長（行動派将校が最大の敵として憎んだ幕僚将校連のリーダー）であると強調したのである。

しかし、上記の、真崎大将の同意なくして彼を罷免したのが統帥権干犯であるとする主張は必ずしも正しいものとは思われない。何故なら、陸軍将官の異動は、『省部関係業務担任規定』（大正2（1913）年8月天皇裁可）によると、陸軍大臣が「参謀総長及教育総監に協議す」とあって、他の二長官の「同意」を必要とするとはなっていないのである。極端な例として、陸軍大臣の原案を他の二長官が反対した場合でも、陸相はその案を強行することができると解されているからである。

ともあれ、この更迭事件から、翌月（8月）の相沢三郎中佐の永田軍務局長斬殺事件へと発展し、さらに翌年の二・二六事件へエスカレートして行くのである。

4) 三月事件……ロンドン海軍条約の調印をめぐる統帥権干犯問題で、国内政治が激動していたさなかに誕生した「桜会」が中心となって、軍隊、労働団体などを動員してクーデターを決行して、軍部政権を実現しようとする計画であったが、結局未然に中止となった（昭和6年3月）。この事件は極秘になっていたが、やがて宮中、元老、政界、財界のあいだに知れわたって、彼等に少なからぬ恐怖感をあたえたようである。
——（「木戸日記」の昭和6年8月7日、12日と9月9日の各記事参照）。

※「桜会」の設立趣意書（昭和5年10月1日付、参謀本部ロシア班長橋本欣五郎中佐の執筆と推定される）
——「……国民の帥表として国政を処理し、上陛下に対し奉り重責を担うべきに拘らず其大本を没却して國是の遂行に勇なく大和民族興隆の原素たる精神的方面は恬として顧みず、唯徒らに政権、物資の私慾にのみ没頭し、上は聖明を蔽ひ下は国民を欺き滔々たる政局の腐敗は今やその極点に達せり。……而して今や此の頹廐し竭せる政党者流の毒刃が軍部に向ひ指向せられつつあるは之を『ロンドン条約』問題に就いて観るも明かなる事実なり。……過般海軍に指向せられし政党者流の毒刃が陸軍軍縮問題として現れ来るべきは明かなる処なり。故に吾人軍部の中堅をなす者は充分なる結束を固め日常其の心を以て邁進し、再び海軍問題の如き失態ながらしむるは勿論、進んでは強硬なる愛国の熱情を以て腐敗し竭せる為政者流の腸を洗ふの慨あらざるべからず。……以上内治外交の政策上の行詰りは政党者流が私利私慾の外一片奉公の大計なきに由来するものにして国民は吾人と共に眞實大衆に根幹を置き眞に天皇を中心とする活氣あり明らかなるべき国政の現出を渴望しつつあり。……」

※「桜会」の設立事情——同会のメンバーの一人であった田中清大尉（当時）の手記（昭和7年1月付）が信頼出来る史料と評価され、戦後の東京裁判でも証拠書類として提出されているので、それを参考として述べてみると、

設立日時 昭和5年秋9月下旬

発起人 参謀本部 橋本砲兵中佐（23期）

陸軍省 坂田歩兵中佐（21期）等を始め約20数名

目的 本会は国家改造を以て終局の目的とし、之が為め要すれば武力を行使するも辞せず。
会員 現役陸軍将校中にて階級は中佐以下国家改造に関心を有し私心なきものに限る。

5) 学匪……昭和10年2月19日、第67議会で貴族院議員菊池武夫中将が「天皇機関説」排撃演説をおこない、美濃部達吉博士（当時貴族院の勅選議員）を我国体に反する学説を説く「学匪」であり、「緩漫なる謀叛人」であると罵倒した。これに対して同博士は2月25日本会議で一身上の弁明に立ち、菊池の攻撃は片言隻句をとらえた中傷にすぎないと応酬し、天皇は国家の元首として統治権を憲法などの国法にしたがって行使するものであると機関説の内容を諄々と説明したが、「満場肅としてこれに聞き入る。約一時間にわたり雄弁を振ひ降壇すれば、貴族院には珍らしく拍手が起つたといわれる（2月26日付朝日新聞）。

そもそも、この憲法学説は大正初期に発表され、長く文官試験や司法試験にも採用された公認の学説で、いまさら異論がでるのは常識上考えられないことであったが、しかし、内容はどのようにあれ、絶対神聖な天皇を「機関」とするのは國体をいちじるしくけがすものとして断乎排撃しなければならないという、当時の時代はそのような「皇国イデオロギー」可能の風潮になりつつあったのである。

なお、真崎大将の後任として教育総監となった渡辺錠太郎大将が、昭和10年10月3日に、名古屋の偕行社で第三師団管下の部隊将校に訓示をあたえたなかで『機関説』問題にふれて、「機関説が不都合であるというのは今や天下の輿論であって、万人無条件にこれをうけいれている。……『機関』という言葉が悪いという世論であるが、小生は悪いと断定する必要はないと思う。御勅諭の中に『朕ヲ頭首ト仰ギ』とおおせられている。頭首とは有機体たる一機関である。天皇を機関とあおぎ奉ると思えばなんの不都合もないではないか。……『天皇機関説』排撃・國体明徴とあまり騒ぎまわることはよくない。……」と。

この訓示の反響は大きく、渡辺大将のもとへ全国から抗議文が殺到したという。こうした事件と真崎大将から教育総監の椅子を奪ったという印象が、やがて二・二六事件の反乱軍将校の怨みを買ひ、彼等によって血祭りにあげられることとなるのである。

6) 共匪……大正11（1922）年7月に日本共産党結成。大正14（1925）年3月に治安維持法が成立して共産党への弾圧が本格化→昭和3（1928）年3月に共産党大弾圧（3・15事件）。同年6月治安維持法が強化され、最高刑に死刑を追加し、7月には特高警察を全国に設置した。昭和4（1929）年3月5日に元労農党代議士山本宣治が右翼青年に暗殺された。同年4月に共産党員を大量検挙（4・16事件）→昭和5（1930）年2月にも第3次検挙がおこなわれ、461名が起訴された。昭和7（1932）年6月、コミニテルンが「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」、いわゆる『32年テーゼ』を決定したが、このテーゼが真っ先に「天皇制の廃止」を掲げていたこと（従来から日共の主張するところ）が当局の弾圧をまともに受けることとなり、日本共産党の衰運を早めた→同年10月30日に熱海で会議中の共産党幹部が急襲され一斉検挙を受けた。

このころ、日本が戦時体制に入りつつだったので、「その動向に種々感ずるところあり」（昭和8年7月号の『改造』に掲載された「声明書」中から）とて、日本共産党幹部の佐野学、鍋山貞信が獄中で転向声明（昭和8年6月10日）→左翼運動は「転向」時代に入る。昭和10（1935）年3月4日、袴田里見らが検挙されて、再建共産党は壊滅化。

7) 大逆教団……第一次大戦後、大本教三代目教祖（聖師）出口王仁三郎（おほの もととうりょう）（1871～1948）が当時の乱世を立て直し、神の国を開くと説いて、庶民の不遇な状態を強く世間に訴えたため、大正10（1921）年不敬罪で当局の弾圧を受けたが、出獄後右翼と結んで国家改造運動を志した。昭和6（1931）年10月に、前述の「桜会」の橋本欣五郎中佐らが中心となって「十月事件」と呼ばれるクーデターを再計画して失敗するが、このとき出口王仁三郎が信徒40万を動員して支援に立つ約束ができていたといわれる。

昭和8（1933）年、自らを皇道大本と称し、翌年に昭和神聖会を結成して国家改造運動に挺身したが、昭和10（1935）年、不敬罪と治安維持法違反で再検挙された。

8) 佐郷屋の先駆捨身……昭和5（1930）年11月14日、右翼の佐郷屋留雄が浜口首相を東京駅頭で狙撃して重傷を負わせた。（前述の2）参照）

9) 血盟団の先駆捨身……もとシナ浪人で日蓮宗僧侶日召（井上昭）を盟主とする要人暗殺の秘密結社で、

かれの感化を受けた13名の青年によって組織されていた。日召は、日本精神にもとづく国家改造には、支配階級の要人を暗殺するのがいちばん効果的な方法であるとして、重臣の西園寺公望らを筆頭に政・財界の代表者13名を暗殺リストにのせ、団員一人が要人一人を殺すという一人一殺方式を計画した。

昭和7（1932）年2月9日に井上準之助前蔵相が最初の犠牲者となり、犯人は団員の小沼正であった。つづいて3月5日三井合名理事長の田塚磨が同じく団員の菱沼五郎によって射殺された。使用したピストルは霞浦航空隊にいた藤井斉大尉から渡されたもので、血盟團一味が海軍青年将校と接触を保っていたことが判明した。

- 10) 五・一五事件の憤騰……昭和7（1932）年5月15日、一団の海軍青年将校が首相官邸に侵入して『話せばわかる』という犬養首相を『問答無用』と射殺した。別動隊は牧野内府邸、警視庁、日本銀行などに手榴弾を投げこんだが、軽微な損害を与えただけであったし、また、農民決死隊が東京付近の変電所を襲撃して、東京を暗黒にしようとしたが成功しなかった。

この事件の中心分子は藤井斉大尉に指導された10名の海軍青年将校（藤井が上海事変で戦死したあとは、古賀清志中尉が指導者となる）で、若干の陸軍士官学校生徒が参加した。さらに、水戸の愛郷塾々頭橋孝三郎（日召の友人）が指導する同塾生が農民決死隊として合流した。その他、右翼の大川周明らが資金援助と武器供与をした。

この血なまぐさい嵐は、しかし、各方面に深刻な衝撃を与えていた。先ず、政党内閣制がわずか8年間の寿命で息の根をとめられ、昭和20年の敗戦後までついに復活することはなかったし、財閥は「転向」して国民の反感を緩和しようとした。社会事情のための三井報恩会の設立や軍人会館建設費、農村救済費などに6,000万円を上まわる寄付金を贈った（三井）ことなどがこれである。さらに、この事件によって、軍部——おもに陸軍の政治的進出がとみに強化されたことも注目しておかなければならない。

ともあれ、このあとは『話せばわかる』の衆議の時代から『問答無用』の軍国主義時代へと突入していくのである。

- 11) 相沢中佐の閃発……昭和10年8月12日、相沢三郎中佐が白昼陸軍省軍務局長室で永田鉄山局長を斬殺した。彼はかねてから真崎大将を景慕しており、今回の教育総監更迭事件が永田軍務局長の画策によるものと誤解したのである。相沢中佐はこの兇行を伊勢神宮のお告げによる「天誅」だと信じて、決して犯罪行為とは認めなかった。（前述の3）参照）

II

「趣意書」の要旨は以上に尽きるが、詰まるところ、反乱軍将校がここで強調するのは「御維新を阻止し来れる奸賊」を斬除して國体を擁護するために蹶起したというのであって、斬除したあとの『昭和維新』の新体制がどのようなものかについてはいっさい触れるところが無い。世評では、反乱軍将校が破壊と殺りくのみを企てて、建設に対しては何らの顧慮も払わなかつたとされるが、「趣意書」に関する限りはその通りである。この点については、前掲の「丹心録」も簡明直さいにそれを肯定する。この手記をしたためた村中孝次は、文中で、今回の蹶起は政権を奪取しようとする意図から為されたものでは断じてなく、ただ全国民の間にうつ勃とした尊皇心を呼び起こして、「昭和維新の端緒」を開こうとする決意に基いたことを徹頭徹尾強調している。いわく「今回の決行目的はクーデターを敢行し、戒厳令を宣布し、軍政権を樹立して昭和維新を断行し、以って北一輝著『日本改造法案大綱』¹²⁾を実現するに在りとなすは是れ悉く誤れり」として「吾人はクーデターを企図するものに非ず。武力を以て政権を奪取せんとする野心私慾に基いて此挙を為せるものに非ず。吾人の念願する所は一に昭和維新招來の為に大義を宣明するに在り。昭和維新の端緒を開かん」としたことをひたすらに訴え、さらに「吾人は三月事件¹³⁾等の如きクーデターは國体破壊なることを強調し、謗々として今日迄

諫論し来れり。苛も兵力を用ひて大権の發動を強要し奉るが如き結果を招来せば、至尊の尊厳・国体の權威を奈何せん」と述べて、彼等が今回の事件で第一師団の歩兵第一・第三両連隊を主力とする1,500有余名の兵力を動員した挙についても、これが「兵力を用ひて大権の發動を強要」せんとしたものではなく「國体護持の為に天劍を揮ひたる相沢中佐の多くが集団せるもの、即ち相沢大尉より相沢中・少尉、相沢一等兵・二等兵が集団せるもの」であり、「吾人同志間には兵力を以て至尊を強要し奉らんとするが如き不敵なる意図は極微と雖もあらず、純乎として純なる殉國の赤誠至情に駆られて國体を冒す奸賊を誅戮せんとして」蹶起したと強弁している。重ねて「吾曹の同志、豈に政治的野望を抱き、乃至は自己の胸中に描く形而下の制度機構の発現を妄想して此挙をなせるものならんや。吾人は身を以て大義を宣明せり。國体を護せるものなり」として、これが「やがて維新の振基」であり、「維新の第一歩」であると高調している。

村中孝次はまた、この手記のなかで、『昭和維新』の意義についても綿々と信ずるところを語るのである。「抑々維新とは國民の精神覺醒を基本とする組織機構の改廃ならざるべからず」として、ただ制度機構のみの革新を「云為」し、武力を背景として成立した國家改造はその外形がいかに優れていても「遂に是れ砂上の樓閣」に過ぎないとした。したがって、「吾人は維新とは國民の精神革命を第一義とし、物質的改造は之に次いで来るべきものなるの精神主義を堅持せんと欲す。而して今や昭和維新に於ける精神革命の根本基調たるべきは、實に國体に対する覺醒に在り」と指摘して、明治維新の成功は各藩志士のうつ勃と興起した尊皇心に基づくものであり、建武の中興の失敗は当時の武士に國体觀なく、「滔々」として私欲に走ったため、足利尊氏の乗ずるところとなつことによると断じている。つづいて、今般の挙を決行した理由を挙げて、明治末年以降、外國思想を無批判に流入し、自由主義・デモクラシーを謳歌し、再転しては社会主義・共産主義に狂奔し、天皇機關説思想にまで飛躍した今日の世相に慨歎して、全国民が「魂の奥底」より尊皇心に覺醒するため、一大衝撃を加えて「警世の亂鐘」となさんとする意図にあるとした。さらに藤田東湖の『苛も大義を明かにして民心を正さば皇道奚んぞ興起せざるをえんや』の「回天史詩」を引用して、「國体の大義を正し、國民精神の興起を計るはこれ維新の基調、而して維新の端は茲に發するものにあらずや。吾人は昭和維新の達成を熱願す。而して吾人の担当し得る任は、敍上精神革命の先駆たるにあるのみ」として、あくまでも彼等の意図するところは尊皇心振興の國民運動の前衛戦を敢行するに留まって、そのあとは天皇の大権に属することで彼等の関与するところではなく、したがって自らが廟堂に立つて改造の衝に當るのは不当至極であると断乎主張している。

この立場は、村中と同様に、この事件の首魁として処刑された磯部浅一の「獄中手記」(昭和11年7月25日付で「磯部菱誌」となっている。かれは獄中で「菱海入道」という号を用いていた。)にもつらぬかれている。

それには「事件後、軍法会議の公判の席上で、磯部が村中(※「村兄」と記している)に維新の意義・革命の哲学を説けと言って、つぎの意見を具申したとしている箇所に」「維新とは大義を明かにすることだ。日本的大権の哲学は皇権の奪取奉還である。即兵馬大権が元老重臣軍閥等によって侵されているのを大義にめざめたる文武の忠臣良ヒツが奪取奉還する事を維新と云ふのだ。政治大権が政ト財バツによって侵されたるを自覚国民・自主国民が奪取奉還することを維新と云ふのだ。この点を説明してやらぬと裁官は全くワカラヌラシイ。特に統帥権の干犯等を斬って皇権を奪取奉還せる義軍事件¹⁴⁾の中心精神を説かれよ」と。さらに、彼が心酔していた北一輝の『日本改

造方案大綱』の所説を引用して言う。「改造方案を一貫する思想は実に天皇中心主義である。明治以後の日本は天皇を政治的の中心とせる云々と云ひ、天皇大權の發動により国家改造にうつる云々、天皇は全国に戒厳を宣し云々等々、すべて天皇が国民の中心であらせられる可きを強調している」として、天皇は「国民の総代表」であって、中世におけるような国民の代表が徳川大君であったり、足利義満であったりしたのは日本の国体に絶対に相容れないことであるから、これを阻む暗雲は断乎として一掃すべきであると主張した。それに加えて、この暗雲の最強烈なものは「軍部」¹⁵⁾であり、この軍部こそ「左幕勢力の最後の強固なる敵」¹⁶⁾であり、「軍閥なり、軍閥なり」であり、「軍閥を討倒せざる維新はなし」と憎悪をあらわにして激しく攻撃しているのである。

- 12) 北一輝著「日本改造方案大綱」……二・二六事件の反乱軍将校たちが聖典視し、甚大な感化を受けたとされる書物。北一輝（1883～1937）は昭和のはじめから二・二六事件にいたるまで革新派青年将校の理論的指導者となつたが、二・二六事件の黒幕とみなされて処刑された。

この「大綱」の冒頭には「たたかひは創造の父、文化の母である」とあって、国際的には無産者の地位にある日本は正義の名において、大領土を占有している英・露と戦って彼等の独占を奪取する権利があると前置きして、英・露をアジアから追放して、日本を盟主とする大アジアを創成しなければならないと主張した。そのためには天皇と軍人が原動力となって国家改造を断行することが必要であり、まず憲法を停止し、国家改造内閣を成立させる。つづいて華族制や貴族院の廃止、普通選挙の実施等々を実現し、皇室財産の削減（※この部分は伏字になっていた）や富裕者の私有財産の制限なども必要であると論じた。

このように、彼は天皇の絶対主義・ブルジョア的自由主義・社会主義的イデオロギーの三者を盛り込んだ提言をおこなっている。

- 13) 十月事件……三月事件（前述の4参照）につづく同じ昭和6年10月の「桜会」を中心とするクーデター計画未遂事件。

いま4)で引用した「田中手記」で、この事件の計画内容をみると、「桜会」の橋本欣五郎中佐らが右翼の大川周明や西田税らと計って、満州事変勃発からやく一ヵ月後の10月21日を期して，在京将校やく120名、兵隊は歩兵10こ中隊、機関銃隊2こ中隊、海軍拔刀隊やく10名、それに爆撃機13機と陸軍機3～4機を出動させて、ときの若槻首相以下閣僚全員を斬撃して、軍部政権をうちたてようとしたとあるが、結局は当局の探知するところとなって不発に終った。この陰謀が未然に発覚した原因については、いまもって不明な点が多いが、「田中手記」には「一派の者が明治維新当時の志士を夢み豪遊を極めつつありしは其の最大原因なり。此の結果は……警視庁に着目せらるるに至りしものなり」とある。この乱脈振りに愛想をつかして、はじめ協力的であった行動派青年将校がここに戦線離脱して、以後は彼等独自の国家改造行動を開していくのであり（士官学校事件・天皇機関説弾がい・永田軍務局長斬殺事件・二・二六事件など）、他方、幕僚将校群の改造運動はこの十月事件を最後として終幕し、事後は革新派青年将校の過激行動（※うえのカッコ内に挙げた諸事件）を弾圧する側に立つのである。

- 14) 義軍事件……「二・二六事件」を指す。磯部浅一は「獄中手記」の中で、世間でいう「二・二六事件」の呼称を忌避して、「尊王義軍事件」か略して「義軍事件」と呼ぶのが最も適当なりとしている。

- 15) 軍部……陸軍の幕僚将校群のこと。

- 16) つぎの二つの文書は、昭和9年11月の「士官学校事件」^{*}を契機として、ときの陸軍省軍務局長永田鉄山少将を中心とする幕僚団将校を、重臣・財閥の走狗として激しく敵視した村中孝次・磯部浅一らが作成して、同志の蹶起を促したとみられる怪文書で、昭和10年6月付、「昭和の安政大獄」と題しているものである。

※ 士官学校事件……「十一月二十日事件」とも云われる。昭和9(1934)年10月ごろから陸軍士官学校生徒の一部が、村中大尉・磯部一等主計の指導で国家改造運動を計画していることを同校中隊長辻政信大尉が探知し、11月20日にいたって関係者一同が憲兵司令部に検挙された事件。この計画はおおむね五・一

五事件と同様で、臨時議会開会(11月28日)前後に、元老・重臣・警視庁を襲撃してクーデターを決行するあり、首謀者が村中・磯部らであることも判明したが、昭和10年3月29日の軍法会議で証拠不十分となった。しかし村中・磯部は停職となり、陸士生徒5名は退校処分を受けた。村中大尉は2月9日付で獄中から辻大尉を誣告罪で告訴してはげしい敵意を示したが、さらに7月11日「肅軍に関する意見書」を作り、各方面に配布して、公然と幕僚将校群を攻撃したが、こと「意見書」で責任をとらされて、磯部とともに免官処分となった。

◎「昭和の安政大獄、昭和十年六月」——「安政五年九月から翌六年十一月にわたる一年余日は間部詮勝(※ 井伊直弼によって幕府老中に再登用され、尊攘派を弾圧)・長野主膳・目明し文吉等が井伊大老の手足となって志士の大弾圧を強行した年で、勤王志士にとりては切歎痛憤の時期であった。昭和九年九月以降に進められている現代幕府の実質上の中心である陸軍では、安政の大獄以上の策謀がなされている。陸軍省軍務局長永田鉄山が間部詮勝だとすれば、武藤某(※ 武藤章中佐)・片倉某(※ 片倉衷少佐)等は長野主膳・目明し文吉の役を演じた者に彼の有名な辻某(※ 辻政信大尉)其の他の者があるといえよう。カーキ色の服を着したモダン詮勝は井伊の懷刀長野主膳と秘かに青年将校の弾圧を企図していた。主膳は全国青年将校の動静を探知する要ありと凡ゆる陰険な策謀をめぐらしていた。第一に荒木(※ 荒木貞夫大将)・真崎(※ 真崎甚三郎大将)・林(※ 林銑十郎大将)等の忠誠將軍を陥れるため「荒木派將軍等が青年将校を使駆して陰謀をなせり」と云うデマを飛ばして「水戸老公御謀叛」と宣伝したこと。その第二は才媛に非ざる愛婦を仲立にして或は神楽坂の待合梅林に或は築地の河内屋に錦水にダラ幹の右翼浪人中谷某(※ 中谷武也)等を懐柔せんとしたこと。第三は目明し文吉を京洛の地に非ざる市ヶ谷士官学校に於て密使として使ったこと等々。密計は日を追って着々進行し安政第一次断獄の日昭和九年十一月二十日の早晩は来た。主膳・文吉等は闇を衝いて橋本大夫(※ 橋本虎之助中将、當時陸軍次官)の門をたたいて急をつけた。斯くして遂に数名の青年将校・士官候補生を代々木の獄に投じ終ったのである。」

◎『第三次弾圧陰謀』(※ 上掲の『大獄』の続編とみなされるもの)——「永田鉄山の渡満。永田は今第一次・第二次弾圧を終り大老井伊(宇垣及び南)・(※ 朝鮮総督宇垣一成大将と関東軍司令官南次郎大将)に満鮮でその復命をしている。間部詮勝が安政五年九月入京するや九条閔白(※ 九条尚忠)(井伊と極めてよし)の辞職を停めて内覽を復し、近衛忠熙(勤王派)の内覽を免じ関東奏上の道を開き以て勤王公卿・討幕志士大弾圧を策した。永田の渡満は恐らく八月の定期異動に於て尊皇討幕派軍人の第三次弾圧を行ない佐幕派に軍の統制の権力を与え、これを以て尊皇派会津の去勢を図らんとするのであろう。噫！天下これより益々多事ならんとす。憂国赤誠の士は如何なる弾圧にも抗して維新の大道を勇進せねばならぬ。今や維新の敵は財閥でもなく政党でもなく、軍閥の亜流末流たる軍部幕僚の一群であると云うことを天下憂国の士に告げて置く。」

以上の二つの文書のなかで、村中や磯部は、陸軍省の永田軍務局長を中心とする幕僚将校の一団をそれぞれ江戸幕府の要人になぞらえて、安政の大獄をこえる弾圧をほしいままに志士的青年将校に加えつつあることを激しく筆誅し、ついには維新の敵が財閥でも政党でもなく、軍部幕僚の一群であると断定しているが、この限りで判断すると、『昭和維新』の原点が次元の低い陸軍部内の勢力争いにあるとの感をいだかせるのである。この印象をいつそう深めるのはつぎに掲げる檄文であって、永田局長が相沢中佐に斬殺された際(昭和10年8月12日)同局長が鯉口三寸もひろげ得ない卑怯者であったと口を極めて罵倒するのである。

この檄文は昭和10年8月21日付で「曉天を挙して黙祷，在千葉陸軍青年将校有志，在館山海軍青年将校有志」とあり、永田事件以来世間に軍人腰抜論が台頭しているのを知り、痛嘆のあまり、たまたま相会した有志17名がこれを草したとあって、永田伏誅の模様を説明し、つづく「土風振起ヲ要ス」という題目のもとに「桜田門外落花ノ農大老井伊ハ憂々ノ劍戟ノ中興中ニ留リテ自若タリシニ非ズヤ大久保甲東ハ刺客島田一郎ニ左腕ヲ斬リ落サルルヤ大喝一声シテ島田ヲ辟易逡巡セシメ犬養首相ハ拳銃ヲ擬セル闖入者ヲ制止シテ対談セルニ非ズヤ然ルニ何事ゾ永田ノ醜状陋態子女走卒ニモ劣レルハ……而シテ何ソノ奇怪事ゾヤ

鯉口三寸ヲ寛ゲ得ザリシ懦夫ニ敍位敍勲ハ奏薦セラレ……諸賢ヨ、吾人ハ利己主義ノ権化ナル青瓢簾式中央幕僚ト其ノ二・三ニ操縦駆使セラルル張子將軍トニヨッテ軍ノ統一・士氣ノ振作ヲ期待シ得ベカラズ相沢中佐ノ神的一擧ハ正ニ是レ昭和武士道ノ開闢ナリ吾人青年將校ハ宜シク此ノ風ヲ学ビ昭和ノ薩長土肥の下級青年武士トシテ旗本八万騎ノ浮薄輕佻ヲ猛撃一蹴シ、武士道精神ノ高揚ニ努力スルヲ要ス……」と永田少将の腰抜け振りを非難し、相沢中佐の武士道的行動をもって鏡とせよと強調するのである。

III

さて、いままでに、「蹶起趣意書」・「丹心録」・「獄中日記」とそれぞれを取り上げて検討を加えてきたが、いま、それらをもとにして、反乱軍將校のいう『昭和維新』の実態は何かをここにまとめてみれば、それは、天皇親政のもと、君民一体という尊厳無比な我が國体を全国民の前に顯示し、挙げて尊皇心にめざめさせるという大目標完遂のため、ここに自らを捨身して、大君と民草を分断するものいっさいを斬除して両者の直結をはかるということに尽きよう。この場合、彼等のえがく天皇像は「君臨こそすれ、國務全般は臣下によって當為される」という機関説的な天皇であってはならないのであって、國民と直結し、親しく大号令を下す統帥権的な存在でなければならなかつたのである。かつて明治維新のときがそうであったように——と彼等は考えたが——、この統帥権的体制をいまの御世に復活するためには何はともあれ、まず干犯分子を斬除して『昭和維新』へのいとぐちをつかもうとしたのであり、そのあとはいつに大御心に委ねるべきであるとしたのである。反乱軍將校がしばしば強調したように、彼等はあくまでも「端緒」をつくるだけであって、それ以上に及ぶことは、臣下の身を以て天皇の大権を私議する「僭上」行為となり、まことに畏れ多い極みとして考慮の外に置いたのである。「蹶起趣意書」などに盛り込まれた「君側の奸」の悪業のうち、最も代表的な事例として挙げる「ロンドン海軍条約ならびに教育総監更迭における統帥権干犯」等は、彼等にとって、天人とともに許されざる「滔天の罪惡」行為であったし、また、そうした罪惡行為を敢えて犯した浜口雄幸首相や永田鉄山軍務局長は斷乎として誅滅しなければならない奸臣軍賊であり、それに天誅を下した佐郷屋留雄や相沢三郎中佐は眞の同憂同志であったのである。

しかし、明治維新というものが、それまでの、神威的權威である天皇と政治的權力者である將軍との二元統治的体制を、ミカドのもとに一元化した政治現象であったとするならば、この維新の達成には、ときの政治上の權力者である徳川氏そのものを打倒目標として、その粉碎に邁進すればこと足りるのであり、事實においてそれを成就し得たのであったが、いまこの『昭和維新』の場合には、彼等の打倒すべき目標が、天皇を最高主権者とする体制側の中核人物であったことであり、「君側の奸」が實際には「朕ガ股肱ノ老臣」¹⁷⁾であり、「朕ガ最モ信賴セル老臣」¹⁸⁾であったこと——このことこそ、やがて彼等が「叛乱部隊の首魁」と墮し、「叛徒」²⁰⁾の汚名をきせられ、「兇暴ノ將校等」²¹⁾と天皇に非難されて、『昭和維新』のいとぐちさえもつかみ得ずして潰え去る原因となるのである。

ともあれ、反乱軍將校がただ一途に尊皇心に燃えて、討奸の拳を決行した直後、早くもその「尊王義軍」²²⁾的意志が天皇の大御心とはまったく背反したものであることが残酷にも判明する²³⁾のである。

17) 「本庄日記——（昭和11年）2月27日付記事」に所載。

18) 「本庄日記——（昭和11年）2月27日付記事」に所載。

19) (a) 戒作命第十四号

命令（二月二十八日午後十一時於戒嚴司令部）

二、叛乱部隊ハ遂ニ大命ニ服セズ、依テ斷乎武力ヲ以テ當面ノ治安ヲ恢復セントス。

（一、三～九略）

戒嚴司令官香椎浩平

（b）（二月）二十九日ノ為ノ戰闘指導方針（戒嚴司令部）

二、先ヅ首魁（元將校）ノ殲滅ニ努ム

（※前日の28日付で反乱軍將校全員は本官を免ぜられ、位記返上を命ぜられた。）

（一、三、四略）

——防衛庁戰史室資料——

20) 「本庄日記——（昭和11年）2月29日付記事」に所載——

「『二月二十九日午前九時、戒嚴司令部発表

永田町附近ニ占拠セル、矯激ナル一部青年將校ハ、奉勅命令ノ下リシニモ拘ラズ、夫レニ服從セズ、遂ニ叛徒トナリ終ッタ』トアリ。即チ、叛徒ナル名ハ、右戒嚴司令部発表ヲ正シキモノトスレバ、此奉勅命令降下後ニ於テ、始メテ附セラルベキモノト想ハル。

※上文中にある「奉勅命令」は2月28日午前5時8分に下達された。

臨変參命第三号

戒嚴司令官ハ三宅坂付近ヲ占拠シアル將校以下ヲ以テ速ニ現姿勢ヲ撤シ各所属部隊長ノ隸下ニ復帰セシムヘシ。

奉勅

參謀總長載仁親王

21) 「本庄日記——（昭和11年）2月27日付記事」に所載。

22) 前述の14)参照。

23) 「木戸日記——（昭和11年）2月26日記事」には

「陸軍大臣拝謁の際、『今回ノコトハ精神ノ如何ヲ問ハズ甚ダ不本意ナリ。國体ノ精華ヲ傷クルモノト認ム』とのお言葉ありし由なり。誠に恐懼の至に堪へず」とある。

IV

二・二六事件勃發のしらせ {（第一報「鈴木侍従長が軍人に襲撃されて重態」）・（第二報「齊藤内大臣は軍人に撃たれて即死」）} は、すでに發生直後の早朝に宮中へとどき、即刻甘露寺受長当直侍従より天皇に伝えている。

「本庄日記——2月26日付記事」によると、「此日陛下ニハ、二・三十分毎に御召アリ、事變ノ成行キヲ御下問アリ、且ツ、鎮圧方督促アラセラル。……此夜、陛下ハ午前二時ニ至リ、猶ホ御召アラセラレタリ。自然御格子ハ同時以後ニ渡セラレシモノト拝ス。實ニ恐懼ノ至リナリキ。」とあって、天皇が事件の成行きに心痛しておられた様子がうかがえるが、ここで注意しておきたいのは、天皇がすでに“鎮圧”という方針を心中深く決していたことである。事件2日目の「本庄日記——2月27日付記事」には、「此日拝謁ノ折リ、……朕が股肱ノ老臣ヲ殺戮ス、此ノ如キ兇暴ノ將校等、其精神ニ於テモ何ノ恕スベキモノアリヤト仰セラレ、又或時ハ、朕が最モ信賴セル老臣ヲ悉ク倒スハ、真綿ニテ、朕が首ヲ締ムルニ等シキ行為ナリ、ト漏ラサル」とあって、ここで天皇は反乱軍將校が「討奸」した人物を「朕が股肱ノ老臣」・「朕が最モ信賴セル老臣」と哀惜し、それと対照的に、右將校たちを「兇暴ノ將校」と非難し、「其精神ニ於テモ何ノ恕スベキモノアリヤ」とまったくの拒否反応を堅持した。つづいての記事に、「尚又、此日陛下ニハ、陸軍當路ノ行動部隊ニ對スル鎮圧ノ手段実施ノ進捗セザルニ焦慮アラセラレ、武官長（※本庄繁

侍従武官長)ニ対シ、朕自ラ近衛師団ヲ率ヒ、此ガ鎮定ニ当ラント仰セラレ²⁴⁾、真ニ恐懼ニ耐ヘザルモノアリ。決シテ左様ノ御軫念ニ及バザルモノナルコトヲ、吳々モ申上ゲタリ。……此日杉山參謀次長・香椎戒嚴司令官等ハ、両三度參内拝謁上奏スル所アリシガ、陛下ニハ、尚ホ二十六日ノ如ク、數十分毎ニ武官長ヲ召サレ行動部隊鎮定ニ付御督促アラセラル。常侍官室ニアリシ侍従等ハ此日武官長ノ御前ヘノ進謁、十三回ノ多キニ及ベリト語レリ」と。天皇は自分に刃向う逆賊の立場をとつて、反乱部隊の征伐が一向に進捗しないことにはげしい焦慮の念を示すのである。3日目「本庄日記——2月28日付記事」には、「此日午後一時、川島陸相及山下奉文少将、武官府ニ來リ、行動將校一同ハ大臣官邸ニアリテ自刃罪ヲ謝シ、下士以下ハ原隊ニ復帰セシム、就テハ、勅使ヲ賜ハリ死出ノ光栄ヲ与ヘラレタシ、此以外解決ノ手段ナシ、又第一師団長モ部下ノ兵ヲ以テ、部下ノ兵ヲ討ツニ耐ヘズト為セル旨語ル。繁(※本庄繁侍従武官長)ハ、斯ルコトハ恐ラク不可能ナルベシトテ、躊躇セシモ折角ノ申出ニ付、一応伝奏スペシトテ、御政務室ニテ右、陛下ニ伝奏セシ処、陛下ニハ、非常ナル御不満ニテ、自殺スルナラバ勝手ニ為スペク、此ノ如キモノニ勅使抒、以テノ外ナリト仰セラレ、又、師団長ガ積極的ニ出ヅル能ハズトスルハ、自ラノ責任ヲ解セザルモノナリト、未ダ嘗テ拝セザル御氣色ニテ、嚴責アラセラレ、直チニ鎮定スペク嚴達セヨト嚴命ヲ蒙ル。固ヨリ、返ス言葉モナク退下セシガ、御叱責ヲ蒙リナガラ、嚴然タル御態度ハ却テ難有ク、又条理ノ御正シキニ寧口深ク感激ス」とあって、天皇の行動派將校への激怒の模様が鮮やかにえがかれている。

事件鎮定後、「本庄日記——3月4日付記事」に、「四日午前九時、御召アリ、陛下ニハ……自分トシテハ、最モ信頼セル、股肱タル重臣及大將ヲ殺害シ、自分ヲ、真綿ニテ首ヲ締ムルガ如ク、苦惱セシムルモノニシテ、甚ダ遺憾ニ堪ヘズ、而シテ其行為タルヤ、憲法ニ違ヒ、明治天皇ノ御勅諭ニモ悖リ、國体ヲ汚シ、其明徴ヲ傷ツクルモノニシテ、深ク之ヲ憂慮ス。此際、十分ニ肅軍ノ実ヲ挙ゲ、再ビスル失態ナキ様ニセザルベカラズ」とあって、今回の事件が「真綿ニテ首ヲ締ムル」ように、天皇のお心を悩まし、憲法(※大日本帝国憲法——明治22年2月11日発布)や勅諭(※陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭——明治15年1月4日発布)の精神に反し、國体の明徴を傷つける「失態」と断じて、今後の再発が絶対にないようにと武官長をつよく戒めるのである。

じじつ、天皇は二・二六事件の勃発当初から一貫して、行動派將校の「昭和維新」的行動を排撃し、その鎮定を厳命し、激怒し、焦慮し、ついにはかれらを「反乱部隊の首魁」としかみなかつたのである。

24) 「本庄日記」の別録『至秘鈔』にも、「……其後二十八日も亦、朕自ら近衛師団を率いて現地に臨まんと仰せられ、其都度左様な恐れ多きことに及ばずと御諫止申上ぐ。其當時陛下には、声涙共に下る御氣色にて、早く鎮定する様伝え呉れと仰せらる。真に断腸の想ありたり」とある。

※天皇の青年將校排撃の理由・青年將校の出自と出身地・青年將校の支持者層(秩父宮、真崎大將らを含む)等については、いずれ稿を改めて執筆することとしたい。

(末 完)